

資料3

別居扶養で取消しになる場合の事例

別居している被扶養者の認定が取消しとなる代表的な事例をあげましたので、参考にしてください。

1 被扶養者の「総収入額」の3分の1以上を送金等していますか？

配偶者や子以外の被扶養者については、「別居認定対象者の総収入額の3分の1以上を組合員が送金していること」が要件の1つとなっております。

ここでいう「総収入額」には、年金・給与・事業所得など自分の名義で受給する収入の他に、組合員の送金額及び他の親族からの送金等の額も含まれます。同居者からの生活費負担額もある場合は、その額も含みます。

たとえば、次の場合には、組合員は弟よりも多く送金していますが、送金額が母の「総収入額」の3分の1に満たないので、認定できません。

被扶養者	母（60歳以上）	収入（年金）	100万円
同居者	父（60歳以上）	収入（年金）	200万円
送金者	組合員	送金額	80万円
〃	弟	〃	40万円

被扶養者（母）の総収入額 = 100万円 + 50万円* + 80万円 + 40万円 = 270万円

* 50万円は、父の母に対する生活費負担額（200万円 - 100万円）／2

組合員の送金額80万円 < 270万円 × 1 / 3 (90万円)

2 送金等している者の中で、組合員の送金等の額が最も多いですか？

認定できるのは、送金等している親族の中で、組合員の送金等の額が最も多い場合です。

たとえば、次のときは、組合員は母の「総収入額」の3分の1以上を送金していますが、弟の送金額より組合員の送金額が少ないので、認定できません。

被扶養者	母（60歳以上）	収入（年金）	50万円
同居者	なし		
送金者	組合員	送金額	80万円
〃	弟	〃	100万円

3 送金の事実を確認できる方法で送金していますか？

「①組合員が」「②いつ」「③被扶養者に」「④いくら」送金したのかが客観的にわかる書類の提出が必要です。

現金を手渡ししている等の方法での送金は、別居の被扶養者への送金の事実を客観的に確認できないため、送金として認められません。

また、組合員等が現金を被扶養者の口座に預け入れる方法についても、送金を客観的に確認できないため、認められません。

なお、組合員から被扶養者への送金は原則として各月ごとに定期的な送金が必要です。

ここにあげた事例以外にも取消しとなる場合があります。不明な点はお問合せください。

《問合せ先》

担当：公立学校共済組合埼玉支部 資格管理担当

（埼玉県教育局教育総務部福利課内）

電話：048-830-6694